


所管部課	学校教育部教育指導課	部長	田村美砂			
件名	東大和市立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針について					
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項		
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1 要 旨</p> <p>東大和市立学校の管理運営に関する規則第29条第3項に基づき、教育職員等の業務量の適切な管理その他教育職員等の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであり、「教職員の勤務時間の上限に関する方針（以下「方針）」を策定したことから報告するものである。</p> <p>(1) 方針の内容</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「いわゆる超勤4項目」以外の業務を含めた勤務時間の原則を示す。</li> <li>・「いわゆる過労死ライン」を超える教育職員の解消を図る。</li> <li>・更なる業務の適正化や勤務環境の改善を進めていく。</li> </ul> <p>②対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東大和市立学校の教育職員とする。</li> </ul> <p>③取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務の上限時間について規定する。</li> <li>・在校等時間の把握は、タイムカード等で適切に計測し、保存する。</li> <li>・終業から始業までの休息の確保等を行う。</li> <li>・学校における働き方改革の推進を行う。</li> </ul> <p>(2) 影響及び効果</p> <p>平成31年3月に策定した「東大和市立学校における教員の働き方改善計画」と併せた取組みを一層促進し、当面の目標である「いわゆる過労死ライン」を超える教育職員の解消と、更なる業務の適正化や勤務環境の改善を図ることができる。</p>						
<p>2 経 過（現在に至るまでの経過）</p> <p>令和2年3月27日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>						
<p>3 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>関連事務を速やかに進めたい。</p>						
<p>5 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。